# 安全で安心なまちを目指し

# 犬の登録 飼い主の義務犬の登録と狂犬病予防注射は (生涯一回の登録)

札は、犬や飼い主を識別するため際に鑑札が交付されます。この鑑 以上の犬を飼い始めたら、飼い主 狂犬病予防法により、生後91日 を申請しなければなりません。 は30日以内に、市町村に犬の登録 ◎登録手数料 えるところに着けてください の重要なものです。首輪などの見 登録は生涯一回で、登録をした 狂犬病予防法により、

\*

付します

町外の動物病院で注射した場

合は、

狂犬病予防注射済証が渡

# 狂犬病予防注射 (毎年一回の注射)

です。

付手数料として550円が必要

ださい ぎさい。輪などの見えるところに着けてく 付されます。これも鑑札同様、首 注射した犬には、注射済票が交せなければなりません。 飼い犬に狂犬病予防注射を受けさ

◎狂犬病予防注射料金

\* の場合、 550円を含みます) (町が巡回して行う予防注

○第一次試験日

○受付期間

3 月

日(火)

4月

1日金

を持つ方をお待ちしています。

悪は許せないという、

熱い思い

○採用予定人数

5月8日间

約200人

各会場で注射後に注射済票を交 町が巡回して行う予防注射は、 注射済票交付手数料 て 生活安全グループ 射

【問い合わせ】

町環境政策課 **2** 73-7510

登録事項に変更などがあった場合 狂犬病予防法により、 下表の届け出が必要です 犬の

主は特別な場合を除き、年に一回、

狂犬病予防法により、

犬の飼い

町環境政策課生活安全グループ (役場⑩番窓口)

【表】登録事項変更の際の届け出一覧		
飼い犬の状況	届出種別	注意事項
飼い犬が死亡した場合	死亡届	
飼い犬または飼い主が 町外に転出した場合	変更届	※転出先(新住所地)の市町村の担当窓口に鑑札を持参してください。
他の市区町村で登録していた 飼い犬が転入した場合		※転入前(旧住所地)の市町村から交付された鑑札を持 参してください。
飼い主が変わった場合		
飼い犬が人や家畜などに 危害を加えた場合	犬の加害届	_

13	え」 豆球争項を足の際の曲の 山一見		
	飼い犬の状況	届出種別	注意事項
	飼い犬が死亡した場合	死亡届	_
	飼い犬または飼い主が 町外に転出した場合		※転出先(新住所地)の市町村の担当窓口に鑑札を持参 してください。
	他の市区町村で登録していた 飼い犬が転入した場合	変更届	※転入前(旧住所地)の市町村から交付された鑑札を持 参してください。
	飼い主が変わった場合		_
	飼い犬が人や家畜などに 危害を加えた場合	犬の加害届	

してください。

注射済票を交付

します。その場合、

注射済票交

境政策課)に持参して手続きを

されますので、

それを役場(環

○受験資格(年齢)

(男性150人、

女性50人)

18歳以上33歳未満の方 令和5年4月1日現在で

飼い犬の状況	届出種別	注意事項
飼い犬が死亡した場合	死亡届	_
飼い犬または飼い主が 町外に転出した場合		※転出先(新住所地)の市町村の担当窓口に鑑札を持参 してください。
他の市区町村で登録していた 飼い犬が転入した場合	変更届	※転入前(旧住所地)の市町村から交付された鑑札を持 参してください。
飼い主が変わった場合		
飼い犬が人や家畜などに 危害を加えた場合	犬の加害届	_

○フィルタリングを設定し、有害

サイトをブロックしましょう。

○行き先を告げず外出、

帰宅時間

を防止しましょう。

じめをつけさせることで、

非行

が不規則、夜遊びや外泊が多

などの兆候に注意しましょう。

【問い合わせ】

栗山警察署

<b>公」登録事項変更の際の届け出一覧</b>		
飼い犬の状況	届出種別	注意事項
飼い犬が死亡した場合	死亡届	_
飼い犬または飼い主が 町外に転出した場合		※転出先(新住所地)の市町村の担当窓口に鑑札を持参 してください。
他の市区町村で登録していた 飼い犬が転入した場合	変更届	※転入前(旧住所地)の市町村から交付された鑑札を持 参してください。
飼い主が変わった場合		
飼い犬が人や家畜などに 危害を加えた場合	犬の加害届	_

表】登録事項変更の際の届け出一覧		
飼い犬の状況	届出種別	注意事項
飼い犬が死亡した場合	死亡届	
飼い犬または飼い主が 町外に転出した場合		※転出先(新住所地)の市町村の担当窓口に鑑札を持 してください。
他の市区町村で登録していた 飼い犬が転入した場合	変更届	※転入前(旧住所地)の市町村から交付された鑑札を 参してください。
飼い主が変わった場合		
飼い犬が人や家畜などに 危害を加えた場合	犬の加害届	_

○家庭は最も身近な社会です。

罪被害防止と有害環境の浄化

会のルールを守らせ、善悪のけ

**進学・進級時における少年の非行・** 

飼い犬の状況	届出種別	注意事項
飼い犬が死亡した場合	死亡届	_
飼い犬または飼い主が 町外に転出した場合		※転出先(新住所地)の市町村の担当窓口に鑑札を持 してください。
他の市区町村で登録していた 飼い犬が転入した場合	変更届	※転入前(旧住所地)の市町村から交付された鑑札を 参してください。
飼い主が変わった場合		_
飼い犬が人や家畜などに 危害を加えた場合	犬の加害届	_

ごみを燃やすことや、地面でごみ 構造基準を満たさない焼却炉で ◎野焼きの罰則 まれます。 みを燃やす場合も「野焼き」に含 を燃やすことです。ドラム缶・ブ か、または両方」 により「5年以下の懲役もしくは れています。違反者には、第25条 び清掃に関する法律により禁止さ ロック囲い・素掘りの穴などでご 000万円以下の罰金のいず 野焼き行為は、 廃棄物の処理及

庭から出る粗大ごみの収集を行っ

○家電リサイクル6品目

目)は収集できません。

左記の家電リサイクル6品

スプリング入りマ

ッ

【問い合わせ】

環境政策

グループ **2** 73-7511

町環境政策課

◎野焼きとは

町では毎月第1

・3金曜日に家

ています。

ぜひご活用ください。

◆申込方法

事前にお電話でお申し込みくだ

粗大ごみの収集



▼注意事項

1回につき10点まで収集し

◎野焼きは禁止されています!

野焼きは、

ダイオキシン類など

健康被害

**ごみの野焼きは法律で禁止** 

ださい

を把握したうえでお申し込みく

数、

大きさ(高さ・長さなど)

家庭ごみの「分け方・出し方」

詳しくは2019年

月

16ページをご確認ください

排出する粗大ごみの品目、

ます

では、直接お申し込みいただけ さい。また、町環境政策課窓口

⑥冷凍庫 ⑤衣類乾燥機 ④洗濯機 ③冷蔵庫 ②エアコン ①テレビ

ます。

申込者が多数の場合は、

希望日

に収集できないことがあります

を招く危険性があるほか、 の有害物質を発生させ、

悪臭・

ので、

ご自身で玄関先まで運ん

でください

町で処分できな

いもの

法律で禁止されています

を満たさない焼却炉」での焼却は、

「ごみの野焼き」や「構造基準

に迷惑をかけることがあります。 煙害・火災などで地域住民の方々

家屋内からの搬出は行いません

ので、

ご了承ください

ブロック囲いによるたき火(野焼き)

# (アスベスト) が原因かもしれません 石綿

石綿製品を取り扱う仕事をしていた方、石綿を取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方、ま たはそのご家族が石綿を吸い込み、病気になることがあります。

石綿による疾病は、非常に長い年月を経て発症することが特徴です。

(例:中皮腫の場合、その多くが 40 年前後の潜伏期間の後に発症)

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病と認定された場合、各種保険給付を

受けられます。心当たりのある方は、下記までご相談ください。



3"2

ご協力をお願いし

ごみ分別

ホームページ

が科せられます。

【問い合わせ】

北海道労働局労働基準部労災補償課 ☎ 011-709-2311

令和4年度第1回

警察署からのお知らせ